資料 1−2

「メタフルミゾン」の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

１．経緯

平成１８年２月２２日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「メタフルミゾン」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

２．品目の概要

メタフルミゾン

本薬は、新規に申請された殺虫剤であり、はくさい及びキャベツへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、諸外国においても基準は設定されていない。

化学名　　（*EZ*）-2'-[2-(4-シアノフェニル)-1-(α,α,α-トリフルオロ-*m*-トリル)エチリデン]-4-（トリフルオロメトキシ）カルバニロヒドラジド　（IUPAC 名）

構造式

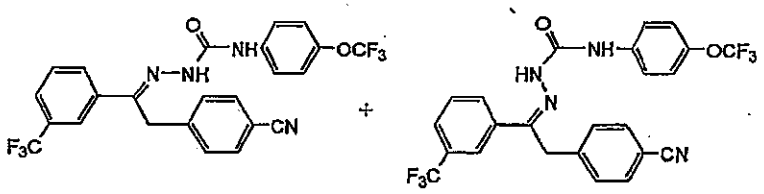

E−異性体　　Z−異性体

３．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「メタフルミゾン」の食品中の残留基準設定について検討する。